

（午後3時25分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。今回最終ということで、最後までどうぞよろしくをお願いします。

不登校の課題について。

令和3年10月13日に文部科学省が発表した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、令和2年度に30日以上不登校とみなされた小・中学生は前年度より8.2%増加して、19万6,127人で過去最多でした。不登校児童生徒数は8年連続で増加しており、90日以上欠席している不登校児童生徒が約55%を占めるなど、憂慮すべき状況であることも発表されました。

本県の不登校児童生徒の出現率が高い水準であったことから、本市の教育現場においても、不登校の未然防止や早期発見のためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談主事と連携を図り、累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応シートの作成導入、アセスメントを行い、校内ケース会議で踏まえて関係機関の協力を得て、チーム学校として不登校児童生徒と保護者への支援に取り組まれてきました。

文部科学省は、令和元年10月25日に通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」の基本的な考え方の中で、不登校児童生徒への支援は単に学校復帰を目標とするので

はなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的自立をめざす必要があるとして、社会的自立・教育機会の確保の視点から、どうしても学校教育になじめない子どもたちへの居場所として、学校外の施設との連携の重要性を挙げています。

本市では学校外の施設として、教育相談センター、適応指導教室「憩の部屋」での学校復帰支援の取組、また、予防的措置として家庭教育支援室による支援等、様々な支援強化を図っておられますが、社会的自立の観点から、今後この問題についてどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

1、不登校児童生徒の本市の現状と課題及び対応について。

2、学校外の施設、フリースクール等の民間施設についての現状。

3、フリースクール等の民間施設への補助について。

以上、1項目について、私の壇上からの1回目の質問とさせていただきます。何とぞご答弁よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の質問、不登校の課題に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）不登校の課題についてお答えします。

まず、一点目の不登校児童生徒の本市の現状と課題並びに対応についてですが、不登校の定義は年間30日以上欠席者としており、令和2年度における不登校での欠席者数は、小学校が26名、中学校が67名でした。1,000人当たり換算すると、小学校は9.2人、中学校は51.5人です。小学校は国・県とそれほど

差は見られません、中学校は国・県より10人から15人程度多く、ここ数年この傾向が続いています。

学年別不登校児童生徒数では、ここ数年、小学校高学年から増え始め、直近の2年間では中学2年生時点での増加が著しい結果となっています。小学校4年生から中学校2年生は、いわゆる10歳から12歳のプレ思春期から思春期の年代でもあります。身体の急激な変化に伴い心の変化が同時に降りかかってくる時期であり、心身ともに不安定な状態にあります。難しくなる勉強、部活を含めあらゆる場で人間関係に悩み、他者と比較しての自身の劣等感、否定感、嫌悪感等により、これまで経験しなかったストレスにさらされることとなります。また、家庭では親からの自立に向けての反抗や抵抗という形で、自立と依存のはざままで苦しむ時期と一致します。そこで、不登校児童生徒が小中合わせて93名いる事実を受け、それが人格形成上手段としての症状であると捉えるならば、身近に存在する家族や教職員等の大人がその子どもたち個々の違いに応じた対応や支援を行う必要があります。

このようなことから心理的な対応や支援において、子ども本人はもちろん、その保護者や学校関係者を対象としている教育相談センターの役割はますます大きいと考えます。また、本市は早くから複数の関係機関と連携してきていることで、お互いに多くの情報を得られ、それぞれの立場でより質の高い対応や支援につながっており、より一層連携を密にしていく必要があります。

次に、二点目、三点目の学校外の施設（フリースクール等の民間施設）についての現状及びフリースクール等の民間施設への補助について。本市にあるフリースクールの詳細等については把握しておりませんが、不登校児童生徒への支援はフリースクールなどの民間

施設においても様々な取組がなされており、学校は民間施設の取組の成果を踏まえつつ、連携を図っていくことも考えられます。

フリースクールは、個人経営やNPO法人等の運営形態、学習指導体制や施設の状況、学校との連携の在り方などが多種多様です。このため、財政支援については運営上の透明性の確保や児童生徒への相談活動や学習支援の在り方など、様々な課題が存在すると認識しており、まずは実態を把握し、課題を整理していきます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問をさせていただきます。

ただ今のご答弁によりますと、中学生が1,000人当たりに対して51.1人で、10人から15人、県・国よりも比較的高いという結果が出たということなんですけれども、この中学生が小学生と比較して国・県と比べて多いことについて、どのようにお考えですか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）再質問にお答えします。

原因、要因を断定することはなかなか難しい問題です。性格、発達の特性、生育歴、家庭環境、学校生活上での人間関係など、様々なものが絡み合った複合的なことが原因となって症状として現れているものだと考えます。しかしながら、この多いということ、現実には課題としてしっかり捉えていく必要があると考えております。不登校児童生徒が持つそれぞれの解決すべき課題に違いがあることを踏まえ、これからも教育相談センターが中心となってきめ細かな関わりを続けていく必要があるかと思っております。

また、ますます不登校になる要因が複雑か

つ多様になってきているとも言えます。例えば、コロナのことも影響しているかも分かりません。現在行っている他機関との連携をより一層密にして取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ただ今、教育長がおっしゃるとおり、プレ思春期から思春期の心身ともに不安定になりやすい児童生徒の不登校の原因というのは本当に様々だと思います。学校現場においてはコロナ禍、ICT教育の導入など業務が増える中、人材不足の上、個別対応に必要な児童生徒も増えており、増加傾向にある不登校児童生徒への対応についても、先生たちは目いっぱいやっていたと思っています。そこで、幸いにも橋本市には教育相談センター、適応指導教室「憩の部屋」があります。教職員の負担軽減の上からも教育相談センターの役割は大きいと思いますが、具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）今ご指摘いただいた適応教室の取組もあります。そして、それ以外には教育相談センターへ来ていただいて相談を受けるという形、または臨床心理士、先ほどの来ていただいて対応するのも臨床心理士なんですけれども、学校へ出向いて、その学校の職員たちと一緒に相談する、また保護者と相談するといった派遣型の相談と、大きく分けてこの三つがございます。

まず、来談相談ということなんですけれども、児童生徒、保護者の家族と、学校を通して依頼を受けて、そして教育相談センターへ来ていただいて、原則、臨床心理士と保護者の方、また時には子どもも一緒に来ることがありますので、臨床心理士と子ども、並行して相談を受けるといったケースがございます。

基本は1時間としております。

また、二つ目の派遣相談ですけれども、学校からの要請を受けて当該校へ訪問する形式で、それぞれのケース会議を開く形での助言、校内研修の講師、保護者向けの講演または相談。そして、私、現場にいてときには特によくお願いしたのが、「こういった状況があるんで、すぐに緊急なだけでも対応してもらいたい」というようなこともあります。そんなときに、橋本市に教育相談センターがあつてすぐに来てもらって、そして対応するといった、そういう派遣という形もございます。すごく有効に働いていると思っております。

次に、三つ目の適応教室についてですが、市内在住で在籍の長期欠席児童生徒、学校から申請のあつた者を対象にしております。そして誰でもオーケーかといったら、なかなか教育相談センターまで来てもらわないといけないという、そういうハードルがあります。保護者が送っていくというケースもあります。そして、中学生ぐらいだったら自分で行くというケースもあります。そういったことを、いろんなことを一つ一つ精査してクリアして、安全に来てもらえるというような状況があるならば、また来て効果が見込めるということがあるならば、適応教室の入級、そして指導という形を取っております。

また、この大きな業務は三つなんですけれども、教育相談センターが中心となって市内の学校の先生方を中心に研修会というのも開いております。主には大学の先生に来ていただいて、市内の教職員を対象とした教育相談研修講座なども開いております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。学校に出向いて緊急時でも対応してくれるという臨床心理士がいてくれるということで、かなり安心だと思います。

適応教室ですけれども杉村公園にあるというところで、なかなか学校に行きにくい子にしたらハードルが高いようなところもあるかとは思いますが、安全にきっちりを受け入れるということで、そういう形を取っていただいているということは、不登校の児童生徒にとっては安心な場所であるということは分かりました。

そこで、また質問なんですけれども、現状、教育相談センターでの相談件数というのは一体どれぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育相談センターの相談件数ですが、今年度のことでまずお答えさせていただきます。令和3年10月末現在の数字となりますが、教育相談センターが受理している来談相談は23件、派遣相談が352件、そして4月からの累計でいうと375件です。そして、延べ相談回数というのは1,500回となっております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。1,500回というのはなかなか大した数だと思います。

続いて、憩の部屋のスタッフというのは、臨床心理士とはまた別の方がスタッフとしてやっていただいているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育相談センターにはセンター長、そして臨床心理士が2名、そして指導員が2名という体制で今年度スタートしました。1名の臨床心理士が体調を崩しまして、今1名という形になっているんですが、臨床心理士ではなく指導員2名が中心となって対応することとしております。けれども、時には臨床心理士も加わることもございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）続いて、教職員を対象とした教育相談研修講座を開催されているということなんですけれども、どんな内容で、狙いと効果についてはどのようなことを狙って開催されていますか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）私が勤務していた学校の事例も出したことがあるんですけれども、今学校で対応している具体的な例を、例えば養護教諭の立場から、そして担任の立場から、そして別な職員の立場から、また時には管理職の立場から、それぞれの立場からその事例をどう捉えているかというようなことを出す中で、招聘している大学の先生にパネルディスカッションのような形でやり取りをする。そして、参加している教員たちがそれを聞くという。具体的に何が課題でどう対応しているかというのが、いろんな立場の話を聞けるというような、そんな形を取っています。

いろんな例がありますから全てに当てはまることはないんですけれども、できるだけ参考になる、具体的に次の日から生かしていけるような要素があるような講座の内容となっております。対象は市内の教職員ですけれども、令和元年度、2年度についてはコロナの中で人数も少し少な目で、20人から30人程度で行っております。多いときには50人以上の人数でしたこともあるんですけれども、それぞれの小学校・中学校、そのほかの所属の方も来ていただいている場面もありますけれども、具体的に話が分かるということが一番大事なので、そこに重きを置いて取り組んでいる講座です。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。具体的な例でそれぞれの立場でということで、かなり情報共有ができて、次現場に行ったときに対処できるということで、即実行に移せ

るいい研修をされているということで安心いたしました。

私も教育の現場にいましたときに、特別支援学級で担任等をしていたんですけれども、やっぱりちょっとした不登校になりかけるような事例があったときにソーシャルスキルトレーニングなんかで、特に発達に障がいがあるような子どもたちが相手でしたので、児童生徒のそういう社会的な自立というか、自分の言いたいことをちゃんと相手に伝えるとか、こういった場面ではこういった行動をするんやでというような、そういうソーシャルスキルトレーニングということが不登校の未然防止にもつながるのではないかなというふうに個人的に考えてはいるんですけれども、教職員のSST、ソーシャルスキルトレーニング研修なんかでスキルアップを実施されるような予定というのはありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）過去には教育委員会、またはそういう研究会が中心となって、ソーシャルスキルトレーニングを専門にやっている大学の先生等に来ていただいて研修会を持つというようなことはしてございました。少し前は近隣にすごいスキルの高い、そういう先生がおられたときには盛んに来ていただいたかなと、そんなふうに思っております。

現状から言いますと、最近そういうような研修というのは校内での研修に頼っているところがあるかなと、そんなふうには思います。議員おただしのように、このソーシャルスキルトレーニングをしていくということは、なかなか付き合いにくさを持っているという子どもにとって大事な学びであると、そんなふうに思っております。今後また学校等の要望を聞きながら考えていきたいと、そんなふうに思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ぜひSSTのスキルアップも取り入れていただけたらありがたいと思います。

続いて、教育相談センターと他機関との連携というふうに先ほどのご答弁にありましたけれども、具体的にはどのような機関とどのような形で連携されているのですか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）主には市の関係機関ということになるんですが、子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」、家庭教育支援室とは毎週1回定期的に連携の会議を行っている。要請に応じて、青少年センターとも情報交換を行っています。また、県の施設になります。子ども・障がい者相談センターともケース会議等で情報を共有し、児童生徒の支援につなげているところです。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。いろんな事例があって、その都度そのことに対応していただいているということで、たくさんの機関とそんなふうにつながっていただいているということで安心いたしました。

続きまして、相談の活動や適応教室での取組で、回復傾向に至った状況について、可能な範囲で教えてください。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）仮にその回復というのは学校への登校と捉えた場合、不登校等相談を受理した件数550件のうち、回復、また概ね回復が32件、回復途上で変化があるというのが138件、やや回復というのが306件、回復への変化が見られないというのが74件。最新の情報ではそういうところであります。

けれども、この回復というのは今学校への復帰ということを考えてということでお話しさせていただきましたが、教育相談センターは学校への復帰ということだけではなくて、

小学校からは中学校へ、中学校からは次の進学したい先へどうつなげていくかということも視野に入れていきます。議員の壇上からのお話の中にも触れていただいていたと思うんですけども、児童生徒の最終的な自立というのをめざすということが大事になってきております。そういった取組を行う中で、高校へは、または専門学校等行きたい進学先のところへも丁寧につないでいっている。ほとんどの子どもさんがそうやってつながっているということも聞いております。アフターケアも大事だと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。今、教育長がおっしゃったように自立に向けてということで進路保障と、中学生は特に受験等がありますので、不登校が長引くとやっぱり成績とか進路に関わるということで、特に親御さんは不安に陥ったりすることもあるかと思いますので、そういったアフターケアをしていただいているということで、かなり相談センターの役割というのは本当に大きなというふうに思います。学校復帰を一応、概ね回復というふうに考えたときに、550件中のやや回復まで入れたら476件ということなので、相談センターに相談すれば回復の方向へ導いていただいているんだということが分かりました。

本当に適応教室の効果というのは大きいと思うんですけども、市内の先ほど数をおっしゃっていただいたんですが、不登校児童生徒の数が全小学校・中学校を合わせて93人ということで、そのうち適応教室の利用者は3名ということをお聞きしておるんですけども、不登校児童生徒数と比較すると利用者が少ないというふうに、先ほど限定してって、いろいろ面談もあってということはおっしゃっていただんですけども、その少ない理由について、

残りの93人のうちの3人以外の90人というところの支援について、どのようなお考えがありますか。その辺分かりましたら、よろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）適応教室への入級については、保護者や子どもがそこへ行って学習する、また何かしらの活動をするという思いを持っているということが大前提になります。回復していく傾向にあるのは、保護者の方も学校も子どもも同じ方向を向いて取り組んでいる。このケースがやっぱり一番回復していくと、そんなふうに私も現場でおるときに実感しました。

特に適応教室については教育相談センターまで行くという、そういったハードルもありますので、ここ数年の人数を見てもそんなに多くないんです。10名を切るような人数で推移しているわけなんですけれども、来ていただいたらそういった活動をしていきます。けれども、先ほどの相談件数を聞いていただいたらかなりの数しているというのも分かっていたかと思うんです。来ていただいなくても、学校へ出向いていってとか相談の場を同じ方向を向いて取り組んでいけるような取組をすることで、そのところはカバーしていている部分もあるかなと思います。けれども、入級を希望する子どもさんがおられたら丁寧に対応していくというのを基本的に、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。その適応教室に通えている3人というのは、かなり本当に自分の中のエネルギーというかパワーがある子たちだと思います。家庭の理解もありますし。なので、やっぱり回復していく時間も早いかなと思うんですけども。その

93名のうちの90人、出向いていたりという
ような相談もしていただいたりしてはしてい
ると思うんですけども、やっぱりいろんな
様々な原因があって不登校ということになっ
ているかと思うんです。

特に、これは私、教員のときに頂いた不登
校問題対応の手引きということで県教委が作
っていただいているやつなんですけども、欠
席の要因ということで、ここへ具体的にいろ
んな10以上の理由というか、発達に問題があ
るとか、いじめだとか、いじめを除く友人関
係とか、先生との関係とか、クラブ活動での
つまずきとかという形でいろいろと書いてあ
って、やっぱり学校に行きにくいというか学
校でのトラブル、人間関係であったり、いじ
めも含めてですけども、特に先生との折り
合いが悪いとか、学業不振、いろんな原因が
あるかと思うんですけども。また、学校以
外の場所ということで教育相談センターに、
憩の部屋に通えたらいいんですけども、そこ
に行けない、地理的にもなかなか運転して連
れていってもらわなアカンとか、親御さんの
問題もあるでしょうし、自分で電車に乗っ
ていくというには地理的にもなかなかハードル
が高いなというのもあって。

そういったところで地域にあるフリースク
ールって、私、今回この質問をさせていただ
くにあたって、フリースクールについて、橋
本市にフリースクールってどれくらいあるん
かなということで調べさせていただいたので、
モニターに映させていただいてご紹介したい
なと思っているんですけども。

私が調べたフリースクールは二つありまし
て、まず最初に高野口の名古曾にある「つく
るがっこうイホルラ舎」ということで、教育
機会確保法の下ということで不登校対応で、
特にものづくりというか、いろいろ映してい
くんですけども、芸術家肌のスタッフがいら

っしゃいまして、臨床心理士の方も属してお
られるということで。もともとは造形教室を
開いてはったのが2006年ということで、この
4月にいろいろ準備されて開かれたところでは
あるんですけども、実際に行かしていただ
きまして、子どもたちがちょうど5人ぐら
いいてたんですけども、ここに在籍は8名と
いうふうになってはいますけれども、かなり子
どもたちの自主性というか、そこでもめたり
したらその理由をちゃんと聞いてあげて、自
分たちの自立を大事にされているようなフリ
ースクールでした。週に3回、月、火、金、
9時半から4時半まで、こんな形で時間もし
っかり区切ったりということでやっていただ
いているようなことです。高野口のすごい細
いところであって、古民家というか、もとも
と実家やったらしいんですけども、すごく広
い古民家で、本当に子どもたちが自由に育つ
ような場所であるなど、回復できるような場
所であるなどというふうに認識いたしまして帰
ってまいりました。

続いて、紀見ヶ丘にあります「フリースク
ールいと」というところです。私、先ほど行
かせていただいたところは、小学校2年生ぐ
らい、もともとは中学生もおったらしいん
ですけど、小学校の方たちが主でした。県外
からも来られているということでして、この「フ
リースクールいと」に関しては、発達支援と
か不登校対応、学習支援等も行っておられま
して、高野山高校のサポート校ということで、
高校生も通っているようなフリースクールで
す。理念もきちりとされていますし、SS
Tとか、いろいろカウンセリングとか箱庭と
か、結構専門的なところで、こういった本も
お書きで、原田先生っておっしゃるんですけ
ど、この方はアドバイザー的なお仕事もされ
ているということで、関わっているフリース
クール、自分がオブザーバーみたいな形で入

っておられるところは、「フリースクールい」とをはじめ、羽曳野のグリーとか、放課後デイサービス、オルタナティブスクールの「とにかく村」とか、名古屋とか多岐にわたるんですけど、最後のこの岡山県の西栗倉村というところは、空き家対策ですごく人を呼び込んでいる村でして、そこがどンドン人が入ってくるので今度は教育のほうに力を入れようということで、百森留学やったかな、森の中に子どもたちを呼び込むみたい。在籍は他県なんですけれども、留学でこっちに呼び寄せてというような、そういう行政的な施策の一部もされているようでした。

いろいろ運営のマニュアルなんかもきっちりとされているようなところで、進路指導もされていて、私も実際にもともと紀見東中学校にいたときの発達支援クラスの子がここに通ってまして、今は大学まで行っているんですけども、実績もあるということで、これで紹介は終わります。

それで、フリースクール等の民間施設ということで橋本市にこの二つが今現在、私の知っているところなんですけども、あるということで、答弁の中でもフリースクールとの連携についてはこれからということで答弁を頂いているんですけども、こういった状況のフリースクールがありまして、このような状況を踏まえて、再度フリースクールについてのお考えをお聞かせください。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）実は11月14日のまなびの日に、イホルラさんが参画団体の一つとして、自分たちのやっていることを紹介していただいていた。そこで少し会話をさせていただいて、ぜひ見に行かせてくださいということで、次の週に行ってきました。どんなことをされているのかというのも見せていただきました。ぜひ市内で同じようなことを

取り組んでいるところと連携できたらうれしいねという話も聞かせていただいております。けれども、どういった形でできるかというのはまだこれからということもありますけれども、子どもにとってみれば、いろんな形で受皿があるということが大事です。受皿というのはどこかにつながるということです。その子どもが何かとつながっている、孤立していかないと。その状況をつくるのが自立へつながっていくことになりますので、そういった思いでされているということは同じ方向を向いているというのは思いますので、壇上からの答弁でも述べさせていただきましたけれども、実態というのを、状況というのを把握しながら課題を整理していった取組を進めることができたら、そんなふう考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。既につながっていただいていたということで、大変うれしく思っております。まずは、今田教育長の構想の下、橋本市の公施設である教育相談センターの取組の強化、充実への今後の対策に大いに期待しております。

その上であえて要望をするんですけども、今後ますます人口減少と人材不足が進む中、官民連携が重要になってくると思います。教育界においてもしかりです。二つのフリースクールはいずれも義務教育制度の下、学校との連携はもちろんのこと、児童生徒にとっての社会である学校へ学び、再び登校できるようになること、学校復帰をめざして個人のペースに合わせてエネルギーの充填をサポートしていただける施設だと思いました。

思春期の発達段階の子どもたちは傷つきやすく、エネルギーもれを起こしやすい状態とも言えます。この時期の児童生徒の誰もが不登校になり得ると言っても過言ではありません

ん。そのサポートには、私の経験上、粘り強さと相当なエネルギーを要すると思います。二つのフリースクールを訪問し、いずれも志高く、惜しみなく子どもたちにエネルギーを注ぎ、生きる力を回復させることのできる民間施設であると感じました。不登校対応はまさに何らかの理由で現実に立ち向かっていく勇気やエネルギーが欠如している子どもたちに寄り添い、失われたエネルギーを注ぎ続ける粘り強い作業であると言えます。原因を探り自己肯定感を高めるために励まし、挑戦させ、成功させる体験を積んで、学校復帰、社会復帰につなげていく。そんなエネルギーの要る役割を学校以外でやってくれるフリースクールの存在、橋本市にこれだけしっかりしたノウハウを持っている民間施設があることは、橋本市にとってもまた財産であると思っております。

今後、本当にいろいろと交流を深めていただけるということで、ぜひとも民間施設についてのガイドラインというのも文部科学省のほうから出ているかと思うんですけども、そのガイドラインに照らし合わせて実態調査をしていただいて、学校に行きたくても行け

なくなった児童生徒と、我が子の苦しみに胸を痛めている保護者に寄り添うべく、橋本市の不登校の課題解決のため、将来的には財政支援も視野に入れた協力体制づくりに取り組んでいただきたいと切に要望し、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小林 弘君) 5番 板橋君の一般質問は終わりました。

○議長(小林 弘君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月8日は休会とし、12月9日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時8分 散会)